



柏市教育委員会スクールロイヤー 活用状況について

柏市教育委員会 児童生徒課

『学校で発生する様々な問題について、
子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、
教育や福祉等の視点を取り入れながら、
法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士』

日本弁護士連合会より



目的

- (1) **子どもの立場**に立ち，学校に法的な助言や指導を行うもの。
- (2) 学校や教育委員会における**法的マインド**を指導し，**組織全体の意識改革**を目指すもの。
- (3) 学校側の**代理人**として活動するものではなく，**子ども，保護者，学校等の状況を公正公平**に捉えた，**第三者的な立場から判断**をするもの。



- (1) いじめ，児童虐待，合理的配慮等で保護者から過度な要求があった場合や，法に基づいた判断を求める場合の相談。
- (2) いじめ重大事態への対応，いじめ防止対策委員会への参加。
- (3) 教職員・児童生徒への人権等に関する講演会，研修，授業の実施。



勤務日数

- 年間45日（おおよそ週1回）
- 相談日の決定については、児童生徒課にて調整する。

相談方法

- 学校へ訪問し相談
- 市教育委員会での相談
- 電話による相談



- ◆保護者面談におけるICレコーダー録音について
- ◆児童間トラブルに伴う学用品弁償への対応
- ◆学校におけるLGBTQへの配慮および対応
- ◆いじめ加害側の個人情報の要求
- ◆いじめ重大事態への対応